新しい民法と 保険実務

上法人 大江橋法律事務所

評

弁護士法人大江橋法律事務所 嶋寺

基

籍が刊行された。(な 務にかかわる範囲で平成 お、本書では、債権法の 法と保険実務」という書 タイミングで「新しい民 改正のみならず、保険実 うとする中、時宜を得た 20年4月1日に迎えよ 施行日を、いよいよ20 が全面改正された民法の 理店委託契約や賃貸借契 務全般に及び、また、代 フロー、マニュアル等の だけでなく、帳票や業務 る の他付随する業務にも広 約、業務委託契約等のそ 保険引き受けに関する業 対する影響は、 改正民法の保険実務に 保険約款

30年の相続法改正につい ても解説がなされてい すべき方向性について詳 解説するとともに、それ のであるが、本書では、 実務に及ぼす影響や対応 が上記のさまざまな保険 改正民法の内容について

範囲に影響が及びうるも 別法である保険法は、民 法との重複を避けるため が、本書では、民法の特 は保険法が念頭に浮かぶ て参照すべき法律として ように感じられる。 まず、保険実務におい

に債権法に関するルール

制定以来120年ぶり

像を把握した上で、今般 も重要な判例等について 的に解説するのではな 保険実務の関連性や全体 に、民法、保険法および 言及している。このよう れていない規定に関して た、改正部分だけを断片 指摘がなされている。ま すことについて具体的に のルールにも影響を及ぼ く、実質的な改正が行わ

夫もなされている。

法のルール変更が保険法 し、そのため、今回の民 り、従来の民法のルール 解しやすくなるような工 の表記が用いられてお とに「新設」 律の改正がなされる場合 との関係を踏まえて、改 には、改正法の内容と実 正の内容やポイントが理 [一部変更] また、従来、重要な法 「明確化」 「変更」

る書籍が刊行されること 務への影響をテーマとす ている。

も多いが、その中には、

も目配りした上で、かな まえて関心が高い点につ 務に携わる複数の弁護士 本書は、編著者と保険実 である。しかしながら、 えた個別的問題について のそれぞれの特性を踏ま ね、実際の相談事例を踏 である執筆者が議論を重 間に存在することは事実 いて、生保・損保・共済

説がなされているよう

める〇〇により」と規定 もに、約款で「当社の定 問題があることを指摘 ついても、定型約款該当 されている場合の内規に 関心も高い定型約款に関 り踏み込んだ解説を行っ し、その対応策について 性や表示義務、不当条項 れ具体的に解説するとと 険、共済についてそれぞ しては、その該当性につ いて、個人保険や企業保 玉でもあり保険実務での も具体的に掘り下げた解 規制に関連して悩まし<u>い</u> 例えば、改正民法の目 うに、今般の民法の改正 の意味で、改正民法の施 書でも指摘されているよ 界では疑いを入れること も高まり、従来、保険業 内容となっている。 りすることが期待できる とで疑問が解消したり、 できないと思われる。そ 可能性があることも否定 クレームが増加していく 部分についても、 らに高まり、改正以外の 影響にとどまらず、改正 実務を民法に立ち戻って 提起されるなど、従来の 消費者団体からの質問が めて消費者からの訴訟や 務について、民法の原則 なく執り行われてきた実 解決の糸口を見いだした 時点で本書を参照するこ に、実務で悩みが生じた を契機に社会の意識がさ により、改正部分のみの ているところである。本 見直すべき機会が増加し ん従った形での対応を求 昨今では消費者の意識

述するものとなってい の立法を担当した経歴を 等から多数の相談や訴訟 護士は、法務省で保険法 し、現在では保険会社 編著者である嶋寺基弁 実務家向けに具体的で掘り下げた解説 というスタンスで立法さ 険法に規定を設けない」 ばよいものは、あえて保 に「民法のルールに従え 常に民法と一体で解釈を れているため、保険法は しなければならないと る。そして、改正部分の るような仕立てとなって 険実務に及ぼす影響につ の改正内容とそれらが保 解説については、項目ご いることが特徴的であ いて理解することができ 参考になり難いものが世 が生じた際に参照しても で、実務への落とし込み 改正部分の法律の条文を れておらず、実務で悩み や当てはめが十分になさ 通り一遍に解説するだけ

弁護士 拓 (飯沼総合法律事務所)

本書では随所にその経験

[評者]

に精通した弁護士だが、 を受任している保険実務

と知見が生かされている

7月発行、本体価格28 保険毎日新聞社刊、19年 (A5判/248%、

説書であるといえよう。

寄与する実用性が高い解 らも保険実務の面からも あり、本書はそのような を行うための良い機会で

取り組みに法理論の面か

て保険実務全般の見直し

済、保険代理店の担当者

行日に備え、生損保や共

紛争や

や保険実務に携わる弁護

上等において、あらため